

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年七月二十八日

岐阜県羽島郡笠松町北及二九〇番地

代表取締役 堀内 祐典

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

静岡県磐田市向笠竹之内二七三番地の一

代表取締役 堀内 祐典

資本金の額の減少・持分の払戻し公告

当社は、資本金の額を二万円減少するとともに、簿価純資産額八百二十九万五千四百九十九円（剰余金額〇円）を超える三百九十八万八千八百円の持分の払戻しを行うこといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

滋賀県大津市本堅田一丁目八番二二号

代表社員 佐倉 明子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二百九十七億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年四月二十七日付官報号外第九十八号の一・二頁に掲載されています。

令和八年七月二十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガデータワー

お台場インバーストメンツ特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は <https://www.ko-koku.jp> に掲載されています。

令和八年七月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Y o o g i O f f i c e 特定目的会社

取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十月十五日

掲載頁 五十四頁（号外第二二九号）

令和八年七月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光 P l u s 2 1 ホールディング特定目的会社

取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九十九億四千三百九十七万七千四百八十八円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00000612/9c35/>

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一・二〇一号

H S J P N 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億七千三百三十万二千二百三十三円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001050/c37g/>

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一・二〇一号

H S J P N 2 特定目的会社

取締役 吉岡 淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百十六億四千九百三十六万二千八百八十四円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001123/38sv/>

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一・二〇一号

H S J P N 3 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五十四億千五百六十万八千六百六十四円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001170/3a7v/>

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一・二〇一号

H S J P N 4 特定目的会社

取締役 松澤 和浩

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

鹿児島県鹿児島市真砂本町三番六七号

株式会社南九州ファミリーマート

確定給付企業年金清算人 月野 寛之

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は、令和八年七月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

東京都江東区木場一丁目五番一号

フジクラ企業年金基金

清算人 吉野 正人

訂正公告

令和七年九月三日（号外第一九九号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、流動負債の金額「836,657」とあるは「1838,820」、利益剰余金の金額「7,461,294」とあるは「7,463,457」、その他利益剰余金の金額「7,461,294」とあるは「7,463,457」（うち当期純損失）の金額「(2,392,042)」とあるは「(2,394,205)」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月二十八日

京都市左京区吉田本町三六番地一

オリヅルセブビューティクス株式会社

代表取締役 野中 健史

正 誤

ページ	行	誤	正
令和八年三月三十一日（号外特第十七号）経済産業省告示第五十号（国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等の一部を改正する告示）			
（原稿誤り）			
三七六ページ一行目の前に次のように加える。			
様式2中「平成25年総務省告示第405号」を「平成25年総務省告示第256号」に改める。			
三七六下「平成25年総務省告示第256号」を「平成25年総務省告示第405号」に改める。			
三七八ページ様式10中「平成25年総務省告示第405号」を「令和5年総務省告示第256号」の誤り。			
三八〇上「平成25年総務省告示第405号」を「令和5年総務省告示第256号」の誤り。			